

○総務文教委員長報告

総務文教委員会委員長 宅川靖次

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました議案は、「議案第105号 鳴門市職員諸給与条例及び鳴門市職員退職手当支給条例の一部改正について」及び「議案第116号 工事請負変更契約の締結について（鳴門市第一中学校屋内運動場耐震改修工事のうち建築工事）」であります。

当委員会は、去る12月6日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件は原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第105号 鳴門市職員諸給与条例及び鳴門市職員退職手当支給条例の一部改正について」であります。国への職員派遣研修実施に向けての条件整備の一環として、鳴門市職員諸給与条例中に地域手当に関する基本条項を定めるとともに、同手当の新設に伴い、退職手当の計算において関係する条項があるため、鳴門市職員退職手当支給条例についても所要の改正を行うものでした。

まず理事者から、地域手当は、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために支給するものとの説明を受けました。

委員からは、職員に対する地域手当の支給額について質疑があり、支給月額額は給料、管理職手当、扶養手当の合計額に最大18%を乗じた額となり、例えば単身で31歳程度の係長級職員の場合、月額最大4万4000円程度が支給される見込みとのことでした。また、地域手当は公務員の給与構造改革に伴い国では平成18年に導入し

た制度だが、鳴門市においてはこれまで採用されていなかったとのことでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第116号 工事請負変更契約の締結について（鳴門市第一中学校屋内運動場耐震改修工事のうち建築工事）」であります。が、鳴門市第一中学校屋内運動場耐震改修工事のうち建築工事について請負変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

委員からは、当初の契約工事は国の補助金交付の対象となっていたが、今回の追加工事についてはどうかとの質疑があり、追加工事も交付対象になるとのことでした。

また委員から、工事期間中は屋内運動場が使用できないことから、部活動に支障が出ないように練習場の確保等に配慮してほしいとの要望がありました。

また、今回新たに追加された屋内運動場の屋根や2階屋外通路の庇などの改修工事について、当初から想定されていたものなのかとの質疑があり、理事者からは、屋根改修は当初は簡易な補修で対応できると考えていたが、予想以上に傷みが激しく、改修について増額する必要が生じたとのことでした。これに対し委員からは、なぜ想定されていたことを最初の段階で契約に入れなかったのか不思議に思う、との意見がありました。

また委員から、追加工事については入札を行わず同一業者に発注するため、業者が主体となった追加事業になってしまうのではとの意見がありました。理事者からは、追加工事についても市が設計金額を算出した上で発注しており、また原則として、変更契約については当初の工事金額の30%以内とするとの内部規定に基づき適正に進めているものである。しかし、内容によっては別工事として入

札・発注する方法もあり、今後も適切に対応していくとのことでした。これを受けて委員からは、追加工事も同一業者が行えば、さまざまな面で経費節減になることは理解するが、今後は現地の事前調査を徹底して行い、できるだけ工事が追加されるなどといったことが無いようにしてほしいとの要望がありました。

また委員から、今回の補正増額は屋内運動場の耐震改修のため計上されているが、追加工事は老朽化に伴うものであることから、今後は予算計上の目的と実際の事業内容が一致するよう努めてほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。